

令和7年度日本大学私費外国人留学生授業料減免者募集要項

1 応募資格

- ① 大学院、学部の正規課程に在籍し、かつ「留学」の在留資格を有する者で、次の条件を備えているものとする。
- (1) 私費外国人留学生であること。
 - (2) 経済的理由により学費の支弁が困難であること。
 - (3) 入学金及び授業料等を除いた本国からの仕送り額が月額10万円以下であること。在日している扶養者の年収が500万円未満であること。
 - (4) 本大学又は本大学以外の他の機関、民間団体等から奨学金の給付を受けている場合には、その金額が月額10万円未満であること。
 - (5) 当該学生が負担するアパート等の家賃が月額7万5千円以下であること。
 - (6) 修学意欲が強く学業継続の意志があること。修学状況に関する基準は、次のとおりとする。

【学部生】

- 1年生 学修意欲があること。
2年生 前年度末までの修得単位数が31単位以上であり、GPAが2.0以上であること。
3年生 前年度末までの修得単位数が62単位以上であり、GPAが2.0以上であること。
4年生 前年度末までの修得単位数が93単位以上であり、GPAが2.0以上であること。又、修業年限を超えていないこと。

【大学院生】

- 博士前期課程 1年生 学修意欲があること。
博士前期課程 2年生 前年度末までの修得単位数が15単位以上であり、GPAが2.0以上であること。又、修業年限を超えていないこと。
博士後期課程 学修意欲があること。修業年限を超えた場合、1か年に限り認める。

※上記のGPAは累積のGPA又は前年度の年間のGPAの高い方を基準とする。

② 減免の取消し等

休学又は退学した者、学則に違反する行為があった者、学業成績又は操行が著しく不良となった者、応募資格に該当しなくなった者、その他授業料減免者の取消しに相当する理由があった者は、授業料減免を取消し、授業料減免額を返納させる場合がある。

2 減免額等 授業料減免は当該年度1年とし、所定の授業料の20パーセント相当額とする。

3 減免時期 後期授業料徴収時に当該授業料減免額を減額して徴収することにより行う。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

4 選考方法 書類選考

5 応募日時 5月7日（水）～5月9日（金） 集合時間 ①10時40分②14時40分③16時30分 集合場所 学生課窓口前（提出書類、印鑑持参）

※集合時間の①～③のいずれかにお集りください。すべての時間において提出前説明を実施します。

6 提出先 学生課（印鑑持参）

7 提出書類（各1通・A4印刷）

- ① 申請書・理由書（所定用紙）
- ② 申請書の経済状況を証明する書類
 - (1) 仕送り額が記載されてある通帳（写し）、オンライン仕送りの画面印刷
 - (2) 在日している扶養者がある場合は、源泉徴収票等年収を証明する書類（写しでも可）
 - (3) アパートの賃貸契約書（写し）、家賃・契約期間・契約者の部分を含める印刷
※共同生活、親戚宅、友達宅など賃貸契約書がない場合は、学生課へ相談ください
- ③ パスポートの写し（氏名記載ページと在留期間記載ページ）
- ④ 在留カードの写し（裏・表）
※令和7年4月1日以降在留カードを更新した場合は旧在留カードの写し（裏・表）と新カード両方提出
- ⑤ 成績証明書（1年生は提出不要）